

一刀領談



下條正男

しもじょう・まさお 長野 立大と東海大の客員教授。島
出身。国学院大学院博士 根
課程修了。1999年から拓 根
殖大教授を務め、2021年 根
3月末で退官。現在は島根県 客員論説委員を務めた。73歳。

7月1日、中国政府は「中華人民共和国反スパイ法」(以下「反スパイ法」)を改正、施行した。反スパイ法で想起されるのは、日本の製薬会社の現地法人幹部が今年3月、「スパイ活動をを行った反スパイ法違反などの容疑」で中国当局に拘束された事案である。

その際、中国外務省の毛寧副報道局長は「中国は法治国家で」「違法な犯罪者は必ず法に基づいて追及される」とし、「この数年、日本公民による類似の案件がしばしば発生しており、日本側は本国公民の教育や注意喚起を強化すべきである」と指摘した。

中国の反スパイ法



改正反スパイ法などについて、中国政府が日米欧など外国企業向けに開催した説明会=7月、北京(中国商務省のホームページから、共同)

清代から続く独裁手段

■「大中華」の認識

だが、この発言には違和感がある。中国政府は香港での反政府運動を阻止するための「国家安全維持法」を2020年に制定し、言論の自由をも抑制しているからだ。

それに反スパイ法の総則の第1条では「反スパイ活動を強化し、スパイ行為を防止・制止・処罰し、国家安全を守り、人民の利益を保護するために、憲法に基づいて本法を制定する」とするが、スパイ行為については具体的な記述がなされていない。これは「国家安全」や「人民の利益」を口実にすれば、恣意的に法を執行することができる、ということだ。

本人には理解が難しい。では中国でなぜ、このような法が誕生するのだろうか。それを解くヒントとなる論稿が、島根県立大学の『北東アジア研究』別冊第4号(2018年9月)に載っていた。韓東育氏の「清朝の『非漢民族世界』における『大中華』の表現」である。

ここでは漢民族でない清が、「漢民族の支持を得ると同時に、『華夷大義』をさらに発展させ、モンゴル、ウイグル、チベット、西南地域の諸民族の『非漢民族世界』であっても『大中華』に含まれる」という共通認識を完成させた」とある。そして「大中華」で確立した疆域が、中国政府による「『国家主権』と『領土訴

求』に関する主要な『法理』の根幹」としている。だが、その法理には根拠がないのである。中国史には、地方分権的な「封建制」と中央集権的な「郡県制」の可否を巡る「封建論(体制論)が存在するからだ。その体制論は、韓東育氏の「華夷」(文明の中国と野蛮な異邦)の区別を中国史の横軸とすれば、縦軸になる。

■一家の法で支配

孔子が理想とした「徳治」による封建制は、秦の始皇帝以来、中国の歴代王朝では「法治」を主とした郡県制となり、清朝もその例外ではなかった。それは清の王夫之が、「それ封建に復すべからず。勢なり」(『読